

第 1 6 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日 (火)
午後 6 時 ~ 午後 9 時
場所 浦安市民プラザ WAVE101

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	2
(1) 第 1 4 回から第 1 5 回までの再生会議の結果について	2
(2) 三番瀬自然環境調査のあり方について	5
(3) 市川市塩浜護岸改修事業のモニタリング手法について	1 8
(4) 報告事項について	
・ 三番瀬再生会議委員の応募状況について	
・ 三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について	
・ 市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の開催状況について	
・ 三番瀬問題特別委員会の審査結果について	3 3
(5) その他	3 5
3 . 閉 会	3 6

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　　ただいまから第 16 回「三番瀬再生会議」を開催します。

本日は、矢内委員、張委員、村木委員、佐藤委員から欠席との連絡がございました。あとは、多少遅れるという連絡がございました。

現在、委員 21 名中 13 名の出席をいただいております、設置要綱第 6 条第 5 に定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

次第 　　裏面に委員名簿がございます。

さらにその後

資料 1 　　第 14 回から第 15 回までの再生会議結果

資料 3 　　三番瀬再生会議委員の応募状況について

資料 4 　　三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について

資料 5 　　市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の開催状況について

資料 6 　　三番瀬問題特別委員会の審査結果報告要旨について

また、別綴じで、

資料 2 　　三番瀬自然環境調査のあり方について 　　及び
市川市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について

また、委員の方には

参考資料 三番瀬評価委員会関係資料

参考資料 4 - 3 順応的管理による市川海岸塩浜地区護岸改修事業の取り組みについて

を配付しております。

足りない資料はありませんか。

ないようです。

それでは、県からあいさつを申し上げます。

総合企画部理事 　　お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日、実は知事が参りまして、間もなく委員の皆様の任期が満了することもございまして、また、先日、事業計画素案に対する答申をいただきまして、そういうお礼を込めまして知事のほうからあいさつをする予定であったのですが、また知事も楽しみにしておったわけでございますが、昨日、風邪のためとてもこの席に参ることができないという状況になりました。知事のあいさつを私が預かってまいりましたので、代読させていただきます。

本日は、御多忙のところ、三番瀬再生会議の委員並びにオブザーバーの皆様、さらに会場においでの方々に第 16 回「三番瀬再生会議」に御出席いただき、まことにありがとうございます。

去る 11 月 7 日には、大西会長に県庁にいらしていただき、事業計画についての答申をいただきました。

事業計画については、3 月 28 日に再生会議に諮問させていただきましたが、その後、

委員の皆様には、再生会議の場に加え、各グループを設けて大変熱心に御検討いただき、きたと伺っており、改めてお礼を申し上げます。

三番瀬の埋立計画を一たん白紙に戻して、徹底した情報公開と住民参加のもとで今後のあり方を検討することは私の公約ですが、以来、三番瀬の再生を目指して三番瀬円卓会議から再生会議へと、会議を重ねるたびに議論が深まってまいりました。市民の皆様とともに一緒に考えること、そしてそれを続けていくこと、それは私が県政運営の基本に置いているものです。再生会議とキャッチボールしながらこの計画をつくり上げていくプロセスを、これからも大切にしていきたいと思えます。

今後は、再生会議からいただいた答申に基づき、県議会での議論やパブリックコメントを踏まえ、県として三番瀬再生計画をできるだけ早く確定し、三番瀬再生の実現に向けて具体的な取り組みを進めていきたいと思えます。

再生会議の設置から2年を経て、この12月には委員の任期満了を迎えます。この間、皆様には大変な御尽力をいただき、おかげさまで、本年3月には市川市塩浜護岸改修事業に着手したのをはじめ、一步一步着実に動き出しつつあります。しかし、三番瀬の再生は緒についたばかりです。これからも大変息の長い取り組みが必要です。そのためにも再生会議には、三番瀬再生における重要な役割を引き続き担っていただきたいと思います。

今後とも皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

以上、代読させていただきました。本当に申しわけございませんが、このようなことで御容赦願いたいと思えます。また、これから寒さもだんだん厳しくなるかと思えますので、委員の皆様をはじめ皆様方、どうぞお体をお大事に、よろしくお伝えください、ということでした。

三番瀬再生推進室長　　これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。

2. 議 事

大西会長　　皆さんどうも御苦労さまです。よろしくお願ひします。

今、知事のお言葉にもありましたが、キャッチボールをするということです。そのために健康でなければいけませんので、ぜひ一日も早く風邪を治されるようにお伝えいただきたいと思います。

知事の御挨拶の中にありましたように、11月7日に県庁で皆さんと一緒に作った事業計画をお渡ししました。そのプロセスでは、全体を前回の第15回の会議で確認いたしましたが、その確認に基づいてきちんと修文が行われているか私もチェックして、何人かの委員の方には重ねてチェックの労をとっていただきまして、いろいろ御協力いただきました。ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

本日の議題ですが、きょうは最後の会議ということで、事実上大きな仕事、二つの答申は既に行いましたので、きょうについてはここに書いてあります1から「その他」を入れて5項目、報告事項については何項目かありますが、議事を進めていきたいと思えます。

会議開催結果の確認を担当していただく方、本日は倉阪委員と本木委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、お願いします。

主な議題をもう一度繰り返しますと、(1)第14回から第15回再生会議の会議結果について、(2)三番瀬自然環境調査のあり方について、(3)市川市塩浜護岸改修事業のモニタリング手法について、(4)報告事項として、三番瀬再生会議委員の応募状況について、三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の開催状況について、三番瀬問題特別委員会の審査結果について、(5)その他、であります。

(1)第14回から第15回までの再生会議の結果について

大西会長　まず、第14回から第15回までの再生会議の結果について、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室長　議題(1)の第14回から第15回の再生会議の結果です。

第14回は、前回、報告が終わっておりますので、今回、第15回を報告いたします。

「会議次第」の資料1の3ページをお開きください。9月27日に開催された第15回再生会議の結果です。

県から3月28日に諮問した「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」について御議論をいただきました。概要は以下のとおりです。

「1 第13回から第14回再生会議の結果について」、資料に基づき確認しました。

「2 三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」についてですが、議事に先立ち、大西会長からパブリックコメントに対する再生会議についての考え方についてコメントがありました。また、前回までの議論を踏まえて会長が取りまとめた答申原案(会長原案)及び同案に対する委員意見に基づき審議が行われました。

「ア 『第1章 事業計画の概要』に係る答申原案についての審議」ですが、第1章のとりまとめを担当した吉田副会長から答申原案についての説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われました。その結果は記述のとおりです。

「イ 『第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業』に係る答申原案についての審議」ですが、第2章のとりまとめの経緯について事務局から説明し、答申原案に対する質疑応答及び意見交換が行われました。「第1節 干潟・浅海域」から「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」の結果ですが、それぞれの節に記載したとおりです。

「ウ 知事あて答申文書案についての審議」ですが、原案どおりとすることとなりました。

「エ 会場からの意見」ですが、

- ・ラムサール条約の登録に向けて努力されたい。
- ・護岸の安全性の確保に関して塩浜の2丁目と3丁目を区別して記述されたい。

ということが出されました。

「会長のまとめ」ですが、一部文章の細部で確認できなかった部分があるが、答申案の

とりまとめ及び答申の時期については一任いただきたいということに対して、特に異議はなく、会長に一任することとなりました。答申が確定した段階で、各委員に内容をお知らせするという事です。

次に、「3 報告事項について」ですが、「三番瀬フェスタ 2006 の開催について」及び「三番瀬再生会議委員の募集について」、事務局から報告がありました。「三番瀬評価委員会の開催状況について」及び「三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について」は、次回報告することになりました。

「4 その他」ですが、「三番瀬に関わる平成 18 年度自然環境保全基礎調査の実施について」、事務局から資料を提示いたしました。現委員の任期最後となる再生会議は、本日 11 月 21 日に開催することになりました。

以上、県から第 15 回「三番瀬再生会議」結果の報告です。

大西会長 ありがとうございます。

第 15 回について概要を口頭で述べてもらいましたが、第 14 回、第 15 回、特に第 15 回の議事内容について、何か御意見、御質問はありますか。

竹川委員 この議事内容の中には明記されていないのですが、最後に環境団体委員の公募の報告がありました。これは、きょうの会議の報告の中にはございますが、再生会議の構成メンバーの環境の委員に対して今回から公募にするという大きな問題が出てきたので、その辺の扱いについて知事のほうにも要請しまして、「(事前に相談しなかったことは)申しわけなかった」というお話を聞いているのですが、これが最後の再生会議なのですが、今後とも再生会議については、重要な事項は必ずこの中で了解を得た後に事務的に事を進めていただきたいことを希望しておきます。

大西会長 今の件は、5 ページの最後のところで今読み上げてもらいましたが、「三番瀬再生会議委員の募集について」という中に含まれていたと記憶していますが、その点はいかがですか。

三番瀬再生推進室長 「三番瀬再生会議委員の募集について」ということで、環境団体委員についても公募するという事で再生会議の中で御説明したところです。

大西会長 報告事項なので、これについてその場で議論がなかったと記憶していますが。前回、募集要綱について資料が出されましたよね。

三番瀬再生推進室 前回の報告は口頭で行いまして、その後、委員の皆様には募集要綱をお送りしたということで、前回の再生会議は資料は出しておりません。

大西会長 そうですか。口頭で委員の公募について説明があった。この会議の議事録としては、報告があったということで事実を書いてある。その後、いろいろな経緯があったことは私も聞いておりますが、これはあくまで前回会議の議事録ですので、こういう記述が事実ではないかと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、前回の会議の議事概要については了承したということにさせていただきます。ありがとうございました。

後藤委員 再生会議の要綱と、どういうメンバーにするかということは、二つの根幹として非常に大事なことです。今回は会議の最後にバタバタとやってしまったのですが、やはり根幹に関わることは、再生会議で変えるということは非常に大変なことです。で

きるだけ早く出していただいて、議論して決めていくプロセスをとってほしいと思います。
大西会長　　きょう、改めてその点についての報告、その先のステップですが、ありますので、
そこでまた意見交換したいと思います。

あくまで議事録の確認ですので、議事録上は、いま報告してもらったとおりであったと
いうことであります。

(2) 三番瀬自然環境調査のあり方について

大西会長　　次に、議題(2) 三番瀬自然環境調査のあり方について、を取り上げます。

本件については、三番瀬評価委員会において検討いただいておりますので、検討の結果
について評価委員会の細川座長から報告していただきます。

細川委員(評価委員会座長)　　評価委員会のほうから検討した結果を御報告いたします。

使います資料は、資料2「　三番瀬自然環境調査のあり方について　及び　市川
市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について　検討結果報告」と書いてある別
冊の資料です。

1 ページから検討の様子をいろいろ書いてありますが、再生会議から三番瀬評価委員会
にこれこれの検討をなささいという指示が5月に出されました。「検討なささい」という
指示、私どもは「宿題」と言っていますが、宿題の出された中身は(1) と(2) と二つ
書いてあります。1 ページの一番上の四角です。「三番瀬全体の自然環境を定期的に把握
するため、県が実施する自然環境調査のあり方について」検討なささい。もう一つは、
「市川市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について」検討なささいと、二ついた
だきました。

指示を受けまして、評価委員会に持ち帰り、検討の仕方を考えました。宿題事項、検討
課題を整理して何を議論したらいいのかというところを少しかみ砕いて整理してから検討
しましょうという作業を行いました。最初の指示については1 ページの上の四角、2 番目
の指示については下の四角、こういうことを検討しなきゃいけないねという検討する項目、
こんなことを整理しました。

まず、「三番瀬自然環境調査のあり方」についての議論を御紹介します。

4 ページにメンバーが書いてあります。二つの小委員会に分けて中身をよく検討しなが
ら、最終的には合同の三番瀬評価委員会の場でそれぞれの小グループでの検討結果を紹介
し合って、本日の報告書にまとめる作業をしました。

5 ページ、「三番瀬自然環境調査のあり方について」、二つの宿題のうちの最初の宿題で
すが、この検討については、既に県のほうがいろいろな調査をしており、調査計画を持っ
ております。それがどんな経緯でどういう趣旨でこういう調査計画ができたのかという
ところを調べて、その上で、新たにどんなことをサジェスション(提案) していったらいい
のかという整理をしました。

県が既に持っている計画は、お手元の参考資料「三番瀬評価委員会関係資料」の 22 ペ
ージの参考資料3 - 1「三番瀬自然環境調査事業の考え方(案)」で、県が持っている考
え方なり計画を説明してもらいました。この資料の 24 ページには、円卓会議の専門家会
議において検討して「こういうことでやりましょう」と決まっていた表などが書いてあり

ます。こういったものを勉強した結果が、5ページの最初の四角、3の(1)の「三番瀬の環境調査の経緯は、以下のとおりである。」という四角です。

県が持っている三番瀬自然環境調査は、平成8、9年を中心にして千葉県環境会議の提言を受けての補足調査がベースになっております。このときの意図、あるいはこのときの三番瀬の状況といいますと、100ha規模の埋立が片一方にあったの補足調査でした。この埋立が撤回されて、円卓会議で現況把握の必要性ということで、補足調査の方法に準じた調査を平成14年にやっております。ほぼ5年置いた後でこういう調査をしています。5年ごとに調べていったら大きな変化の様子が変わるのではないかとということで14年に実施してありまして、現在県が持っている三番瀬自然環境調査の方向は、5年に1回、5年かけて全部の調査を順番に調べていく。今年はいずれを調べ、次の年は別のいずれを調べということで、5年かけて調べていくという方法で、5年1サイクルの調査をしましょう、それで5年ごとの変化状況を把握しましょう、という組み立てになっているところだと思います。ということ把握しました。

その上で、三番瀬の再生の計画が少しずつ始まるということで、三番瀬自然環境調査をどう考えていったらいいのかという整理をしました。それが5ページ下の(2)です。調査は、平成8年、9年あるいは14年に行った三番瀬全体をざくっと把握する、これも大事でしょう、それは現状把握型調査と呼びました。

それから、三番瀬の再生事業は小さいところから少しずつやることがありまして、それがどういう影響を与えるか、あるいはそれに三番瀬の自然の変化がどんな影響を及ぼすのかといった調査についても、5年に1回ではなく、もうちょっと細かい調査も必要ですねということで、四つぐらいに分けました。

原因判別型調査。三番瀬の自然が変化が起きちゃったというときに、「これ、何ですかね」ということがわかるような調査をしましょう。変化が起きたというのは、一、二年のうちで起きるようなこともあって、そうすると5年1回だとちょっと原因判別型というのは難しいかなと。

あるいは個別事業対応型調査。事業をやってみたら、何か変なことが起きちゃった。あるいはこんなことが起きちゃった。それは、三番瀬全体を見ましょうというと、ちょっと見にくいかもしれませんね。事業をやっているそばから何か影響が起きるかもしれないから、事業をやっているところを中心に見なきゃいけないね。

あるいは、再生のいろいろな事業を三番瀬の海の中であちこちでやり出したら、それぞれはあまり影響なくても、全体で見たらすごく影響があったということについては、誰かがちゃんと見ておかなきゃいけないね。

という四つぐらいありそうだとすることを整理した上で、個別事業対応型については、個別事業の責任でやるべし。主体、誰が責任持って調べなきゃいけないのかということ整理して、現状把握型の調査でさらに今やっておいたほうがいいものを追加、修正、削除といったようなことはないだろうか、ここをベースにしての議論をしました。これは、昔からのデータの継続の上でないと、昔に比べて今こう変わったという議論をしにくいといったことも背景にあります。

その結果、6ページからのような修正、追加、削除、こういったことが望ましいですよという結論を得ました。アイウエオと(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)と両方あるので見にく

いかかもしれませんが、県の三番瀬自然環境調査が現況把握をメインに狙ったものであるということで、そのためにはこうしたらいいでしょうという提案として(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)を個々の項目について提言しました。深浅測量をやると書いてあるけど、深浅測量の精度の確認などのために、ラインの1本とポイントの調査の5カ所くらいをこういったことでチェックしてほしいという修正等々。

重要なところだけ言いますと、底質の調査で言うと、三番瀬全体を何十カ所も調べているけど、平成14年とか8、9年を調べてみると、ここら辺一帯は大体均一だから三つも四つもやらなくてもこの1カ所で代表できるよねというところを少し見つけて、整理して、そのかわり今まで調べていない市川の航路の中も見てみましょうという修正を、底質の調査では提案しております。

水質の調査も、ほかの機関が調べているものについては、ダブルでやるよりは、それはやめてもいいでしょう。そのかわり、ほかのもの、例えば底生生物調査でカニなんて調べてなかったの、これは大事だからやったほうがいいですね、あるいは海浜植物についてもやったほうがいいですね、という提案をしています。

魚類についても、全体を見るということでは、このくらいでよろしいのではないですかという提案をしています。

藻類の調査について見ると、提案している内容が少し粗っぽいので、春夏秋冬の四季の調査をして、もうちょっと地点数を増やしたほうがいいということ、写真を活用したらいいでしょうということ。

鳥類についても、今までのやり方だと中途半端なので、三番瀬のどこがどのように鳥にとって意味があるのか、うまく利用してくれているのかがわかるような調査方法に少しずつ変えていきましょうという調査などを提案しています。

全体をまとめますと、再生が始まったので新しい課題に対応するために追加的な手法、追加的な項目をやりましょうというものと、大体のデータがある、あるいは均質であるということがわかったので、少し地点数や項目数を見直したというものがあります。

さらに、三番瀬全体をざくっと調べるという意味ではそうなのですが、再生の事業が少しずつ始まっていくと、もうちょっときめ細かい調査をしておったほうが、よくなった、悪くなった、あるいはいいほうに少しずつ行っていることを知るためには必要でしょうねということで、8ページのイ、早目にこれをやってくださいという提案を一つ作りました。これは、今どうなっています、どこに生き物が何匹いますということも大事なのだけど、それがいたりいなくなったりするときに、水の流れとか、水分、塩分、あるいは酸素があったりなかったりすることが非常に大きく影響するので、水の流れや酸素があったりなかったりはしょっちゅう変動しているので、これができるような調査をしてください。毎日1回ぐらいずつ調べていくと、潮の上げ下げ、雨が降った、台風が来たとかいったときにどんなふうになるのかがわかるので、これをやっておくと、どんな原因で生き物がいたり、いなくなったりするのかということがより見やすくなる。生き物が何匹いましたという長いデータとともに、短い時間での三番瀬の中の変化とか分布がわかるような調査をってください、という提案をしました。

さらに、5年に1遍でいいのだけれども、今こういう手法が技術的に進んでいて、お金もかからないし手間もかからないから、これはぜひやったほうがいいですねというのを、

8ページのウに示しました。ウに示したものは、主に写真の話です。ちょっと高いところから三番瀬全体をバチャッと写真を撮る。これを5年に1度定点観測するとか、あるいはパノラマ写真を撮っておく。これは、環境の変化、長い時間でゆっくり変化する変化にとっては、非常に情報量の多い観測になります。そんなにお金はかからないので、これは新たにやっていただくということでこういう調査をしました。

ア、イ、ウが、こうやったらいいですよという調査です。

そうなのだけど、青潮とか、台風後の江戸川放水路の放水とか、いろいろなことが三番瀬の中で起きていて、隣で何が起きているか、陸上で何が起きているかが三番瀬が引き受けて影響を受けることがあるので、こういったものにも配慮してほしいのだけれども、県が主体でできる部分と、陸上とか別の隣接しているところを管理している人、例えば国とか河川の管理者、こういう人たちがしっかり見ているものがいろいろあるので、予算や人材によってもいろいろ左右されるだろうから、三番瀬に影響している隣り合わせのいろいろな動きについても仲良くしてデータをもらってくるとか、あるいは余裕があって大事だと思ったら自分みずからが相談しながら仲良く一緒に調べるとか、そういったこともやってくださいということが8ページのエに書いてあります。

(ア)が青潮の調査です。これは県のほかの部局でもやっておるようなので、三番瀬にぜひ活用してほしい。

(イ)は江戸川放水路の水質とか洪水時の土砂の話で、江戸川の管理者の方にも相談しながら協力を求めているいろいろ教えてもらう、データをもらうということをしてください。

そのほか、周辺のまちでどんなことが起きていて、それが三番瀬にどんな負荷になっているのか、関連するデータも集め取ってください。

塩性の湿地のほかに、真水っぽい湿地とか後背の湿地があるところについても調査のデータも集め取ってくださいというお願いが(エ)です。

9ページのオですが、こういった調査は、調査しっぱなしで本にして本棚に飾っておいてはいけません。これはみんなで見ましょう。みんなで見て、調べっぱなしじゃなくて、見ながら議論ができるようにしておいてください。そのために継続して同じような質のデータになるように考慮してください。あるいはデータベースとして、みんなが見やすいように、利用しやすいようにしてください。さらに自分たちがデータを持っていれば、ほかのデータを持っている人たちとの協力もしやすいでしょう。お互いデータの見せっこができますね。その中で議論しながら三番瀬の目利き、三番瀬はこうなっています、あんななっていますねという人がたくさん増えるように、県庁の中も含めて、そういうようにみんなが使うようにしてくださいね、というお願いがオに書いてあります。

どういふふうに調べたらいいかという議論の中で、このように調べた結果の活用まで考えてこんなふうにやってください、という提案まで議論しました。

さらに9ページの(4)ですが、再生事業が少しずつ始まるといったときには、再生事業のおかげで少しはよくなった、あるいは再生事業をやったけど余り効果がなかった、ここをやるよりあっちのほうを先にやったほうがいいのかというような議論が必要になってくるだろうから、原因判別型の調査も適切にやってください。事業そのものは事業実施者がモニタリングするにしても、よくなった、悪くなったということが把握できるような県としての調査も必要ですね、そのためにはこんなことも考慮してくださいね、ということ

13 ページの別表 5 のような格好で幾つかまとめました。

自然環境調査として現況把握として円卓会議のときにこういうふうにやりましょうといったところの修正、これをメインにして議論しましたが、あわせていろいろな付随的な議論まで議論が拡大しました。でも、これは大変意味のある議論だったので、あわせてこのように整理して再生会議の場に報告したという次第です。

宿題のメインの部分、県が実施しようと思っているいろいろな項目についてどう書いたらいいですかということについては、報告書の中で言いますと 6 ページから 8 ページにかけて (3) のアで整理した次第です。それは別表 1 に整理、まとめてあります。

「三番瀬自然環境調査のあり方について」は、以上のような議論です。こういう議論ができましたということをご報告いたします。

評価委員会の委員のメンバーの方、ここに何人かおられますが、補足していただけることがありましたら、ぜひ補足の説明をお願いいたします。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

それでは、評価委員会の委員を兼ねておられる委員の方で、補足がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、議論の中で適宜御発言いただきたいと思います。

今の細川さんからの説明にもありましたが、参考資料の 22 ページから 28 ページまで、11 月 21 日付の資料になっていますが、県の環境生活部自然保護課から出された「三番瀬自然環境調査事業の考え方」というところからの一連の資料、これに対して評価委員会で議論して今のような格好で取りまとめていただいた。

この取り扱いといいますか、これを議論してどうするかということですが、本来は、事業計画の中に自然環境調査が入っているので、事業計画の答申の前に評価委員会の議論、きょうの報告を得て、それで事業計画の答申の中に生かすというのが最も望ましいやり方ですが、御承知のように幾つかの項目については少し変則にならざるを得ない。護岸についてもそうでありました。ということで、今回については、事業計画そのものを書いてあることはぐっと簡潔で、22 ページからの資料のような細かなことについては書いてありませんので、むしろこれから事業計画を受けて実施していく中でこのことは具体的に問われる。形式的には事業計画の答申の前に評価委員会の議論の内容を受けて、我々の再生会議で議論するほうがよかったですのですが、さっき言った事情を考慮すれば大きな問題はないだろう。むしろきょうの段階で議論して、これから実際に自然環境調査を県のほうで実施していく際に、ここでの意見をできるだけ取り入れていただき、きょうの意見を集約して意見書という格好で県に対して意見を再生会議として申し上げるという格好でまとめたいと思っています。

意見書のベースは、細川座長から御報告いただいたものがベースになると思いますが、これから意見交換を再生会議の中でしまして、その結果、必要な修正を加えて意見書として取りまとめると考えております。

取りまとめのやり方、あるいは細川座長から説明いただいた内容について意見がありましたら、御発言いただきたいと思います。

川口委員　今の説明の中で、資料2の11ページの横長の資料の中に「県の自然環境調査計画案」というものがありまして、ここに頻度、調査範囲、方法、器具を使う方法とか書いてありますが、概ね調査の内容は、5年に1遍、季節でやってみたりとかいうのですが、そうすると、護岸は毎年少しずつ進んでいきますが、答申案の中でも盛んに「順応的管理」という話が出まして、そういうものと、5年に1遍という調査の頻度は、どういうふうに関係づけというか、整合性をとるのでしょうか。

細川委員　5年に1遍調査をするのは何ですかというところが、参考資料の22ページに書いてあるのですね。22ページ、県の考え方をまとめたものの中に「調査間隔」というのがあって、補足調査を8、9年を中心にやりました。次に14年にやりました。5年後に1回やっています。ということで、お金がないところで全部の項目を毎年毎年やるのは辛いから、少しずつこういうことでやっていきたいということでした。

これで何がわかるかという、10年前、5年前と比べて今は少しこういう方向に行っているとか、10年前、5年前に比べてこういう変化があらわれている。ということは、もし大きな変化があればわかるといったものです。

一方で、護岸がつくられていますというところで、護岸が毎年少しずつ少しずつ延びていきます。例えば1年目にこれをつくって、2年目にこれをつくってというふうにして、その影響は1年目から少しずつあらわれているのに、その影響は5年経たないとわからないというのでは困りますね、と。そのとおりなんです。少しずつ少しずつあらわれていることがもしあったとしたら、それは護岸をつくる人がちゃんと見ておいてください、これが順応的管理のまず第一歩です。三番瀬に手を加える事業をする人はその事業に対して責任を持っているいろいろな調査をしましょうといったところの一番の雛型が、市川塩浜護岸のモニタリングだと思っています。その部分については宿題としていただいているのでこの後に説明しますが、県の三番瀬自然環境調査事業そのものは、あっちでこういう護岸の整備が行われ、こっちでこういう後背湿地等の連結する水路を少しずつつくりましょう、別のところではまた別のことをやりましょう、そういうのがずっと行われているときに、5年に1遍こういう方向に行ってますね、こういう方向に変化していますね、ということ把握するための調査とっております。

竹川委員　5年に1回ということなのですが、平成14年が5年目の節目であったわけですが、そうしますと、来年19年が5年目になるわけですが、この詳細は別として、来年度の予算措置、5年に1回のこれだけの内容の調査に対する予算の措置がどうなっているのか。

もう一つは、詳細な検討内容があるわけですが、これを実際に調査をする主体である県、それから県のほかのパート、自治体ないしは国、いろいろあるわけですが、これが再生会議の調査に対する県に対しての注文であるとするれば、そういうことも含めた検討の結果を出していただきたいと思います。ということは、再生会議がすべて注文をして評価委員会に詳細まで指示をして、そして県のほうに物申すということはちょっと不可能だと思いますので、再生会議の了解と承認を得て、それを県として詳細どういうふうにご具体化して受けとめるか。そういう検討結果を、この後、出していただきたい。注文です。

大西会長　こういうふうにご理解していいですか。我々はきょうの議論の結果として意見書を出す。これは後で県に説明してもらいたいと思いますが、県のほうで自然環境調査の実施計画をつくる際に参考にしてもらいたいというものです。具体的に来年度に調査を実施さ

れるものについて詳細な計画が出る。それについては重要事項として再生会議に報告をいただくということになると思うのです。いま竹川さんが言ったのは、その報告をしてくれということですか。

竹川委員　　そうです。

大西会長　　それはそういうことになっていると理解しています。ちょっと県のほうからその考え方を答弁してもらいたいと思います。

自然保護課　　ただいまの自然環境調査、5年に1遍の調査ということですが、先ほどの計画表の中に数項目ございましたが、この項目すべての項目の調査について単年度ですべて実施するということではなくて、調査について、計画期間内18年度から22年度までの間となるかと思いますが、予算のやり繰りをしながら一回り実施をするという考え方です。

実施計画ですが、予算については、毎年度、毎年度、財政担当と交渉して獲得してまいりますので、5ヵ年分まとめてお示しすることが可能かどうか、ちょっと難しいのかなと思います。

大西会長　　ちょっとお尋ねしたことと答えがずれていると思いますが、一問一答でいきたいと思います。

自然環境調査は、事業計画の1項目だということによろしいでしょうか。

自然保護課　　はい。

大西会長　　そうすると、事業計画の次に実施計画をつくることになって、これはやるものについては毎年つくることになっていると思いますが、その実施計画がつくられて、再生会議に報告していただけるということによろしいでしょうか。

三番瀬再生推進室　　実施計画に関してはそういうことで、5ヵ年分の実施計画ということではなくて、もちろん毎年という形で考えております。

大西会長　　その実施計画をつくるにあたって、これからまとめる意見書を参考にさせていただくと理解してよろしいでしょうか。

自然保護課　　はい、結構です。

大西会長　　ということであります。

工藤委員　　拝見いたしますと、特に別表1のところを読んで感じたのは、これは、長い間国が関わってやってまいりました自然環境保全基礎調査、あれはもう終わってしまいましたので、その後を受けて県が独自で行う調査であるかなと感じたのですが、それは間違っておりますか。

自然保護課　　申しわけないですが、ちょっと把握しておりません。

工藤委員　　実はスタイルが全く同じなものですから、そういうふう感じたのです。それは結構でございます。

もう一つ大事なことが抜けているので、私は強調しておきたいと思います。いま委員長からいろいろありましたが、当然この再生会議との関わりで作業がなされるならば、基本計画があり、事業計画があり、実施計画があるというステップがあるわけですが、その中で、先だって、再生手法に関しては、基本計画に対応するものとしての事業計画が答申されたばかりです。そこでは、実はかがみの中に「漁業者並びに漁場再生委員会の意見を尊重して行う」ということが明記されている。これは非常に問題のない妥当なことだと思うのですが、自然環境調査ということになりますと、それは必要ないのかどうかというのが

まず一つです。

ただし、こういうことがあります。いかに自然環境調査といえども、私どもが対象としているこの場所は、別に太平洋の真ん中でもないし、ジャングルでもありません。そこは漁業者が関わって生活を営んでいる場所であります。そうしますと、何人も健康で文化的な生活が保障されておりまして、そのほかにさまざまな憲法上の規定がございまして、その保障をはねのけてまで、あるいは憲法の保障する権利を侵害してまでいろいろ自然環境の保全を行うわけにはいかないのですね。いかない。ということが大前提にある。忘れてはならないと思います。

自然環境を守ることは大変大事なことであり、自然を痛めつけばそれが必ず人間に跳ね返ってきます。そういうようなフィロソフィーがあるのですが、それはそれとしてよく認識しながら、なおかつ私どもは日本の国の中に住んでおりますから、間もなく改正されるかもしれませんが、この憲法に定めているような権利を侵害しないことをまず十分に認識していかねばならない。そのためには、この会議に関わって、いま答申を出すとなれば、ある程度、ちょうど事業計画の中で行われたようなかがみの中の断りが必要になってくるのではないかと、こういうふうに思います。その辺についてはまだ時期尚早かもしれませんが、ここの評価委員会では、まだそこまでする必要もないのかもしれないのですが、だからついてないのかもしれないのですが、いずれの日にかそうして答申の文章が完成されなきゃならないんじゃないかなと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

大西会長　今の御発言は、おそらく、県の意見書の中にも含まれるであろう魚類調査とか藻類調査、このあたりが特に関係があるのかなという気もしますが、現在のところ漁業関係者は再生会議に入っていないということなので、いわばブリッジになっているので、その漁業関係者の意見を踏まえるということについては、県が別途対応する必要が現在の段階であるように思いますが、これについてはいかがでしょうか。工藤委員はそういう趣旨としてお尋ねですね。

工藤委員　はい。

大西会長　いかがでしょうか、県のほうにお伺いしていますが。

自然保護課　すいません。御質問の趣旨があれでしたので。当然、漁業者の方々からいろいろな意見をいただきながら協力をして取り組んでいくということになると思います。

清野委員　いま工藤先生が話されたことに関して、私なりの御意見を申し上げます。

多分、三番瀬は、今までも、そしてこの調査の提案が実行されれば、日本で一番調査密度の高い漁場になります。漁業者の方がいろいろな意味で三番瀬の再生会議に参加されないというのは非常に残念だったのですが、そういった調査ということで、何とかいい漁場としてきちんと管理して使っていただけるような、そして県民に返していただけるような情報基盤の整備ということで最大の気持ちというふうに私自身は思っています。

三番瀬では、今おっしゃったように漁業と環境という調査はまた別かもしれないというお話もあるのかもしれないのですが、ほかの海域においては、いろいろなところから資金を持ってきて、何とか漁業のための情報をきちんと取ろうということが行われているのは、工藤先生もご存じのとおりかと思えます。いろいろ入口は違いますが、こういった調査は逐次公開されていきますので、ノリとかアサリとかに重要なデータも含まれていると思いますので、ぜひ漁業者の方にも御活用いただければと思っています。

川口委員 今、工藤委員と清野委員から漁業者と漁場ということでお話があったので、個別具体的にるので後で言おうと思っていたのですが、資料2の8ページ上から2行目と3行目にわたるのですが、鳥類の話です。「重要な位置を占める水鳥(カワウなど)」とはっきり書いてあるのですが、この記述と参考資料の22ページの(3)の「5)鳥類調査」の中にはカワウが入ってないのですね。それから資料2の11ページの別表1の中の「鳥類」のところには「その他検討すべき事項」として「カワウの食性調査」と書いてあるのですが、これはいずれも鳥類がどのように環境上守られるかという視点だけの調査になっているのですが、鳥が漁場あるいは三番瀬の環境にどのような影響を与えているのかという調査、その視点の調査をすべきだと僕も再生会議で再三発言しているのですが、その視点が落ちているのがちょっと残念なような気がしますけど。

細川委員にお尋ねします。この「カワウが重要」という記述は、どういう意味を持っているのでしょうか。

蓮尾委員 一応、鳥ということになりますと、私が発言することになっていきますので。

現在、三番瀬周辺で、特に夏にエサを獲っているカワウは、3,000羽から5,000羽の間ぐらいいると思います。1羽につき1日に400gから500gの魚を獲ると思います。ということは、トンに近い単位で魚を食べます。それが漁場にどのような影響を与えるかということは、これ、逆に言うと、調べていただいたほうがいろいろな点でよろしいかと思いません。

カワウの主な東京湾での餌は、ボラが中心となっているようです。ほかのいろいろなものも食べます。それをカワウが食べるということが漁場としてマイナスなのかプラスなのか、これはおもしろいテーマだと私は思います。プラスかもしれません。本当にそう思います。ただし、内水面の漁場、つまり江戸川とか利根川の中流域より上になりますと、アユの放流事業があって、それがカワウによる食害と非常に大きな関係を持っています。これは三番瀬とダイレクトに関係しませんが、カワウがどのようなもので、どのような動態、個体数なり、あるいは増加の様子とか、採食の様子とか、そういったものを私どももできるだけつかみたいと思って、少しずつやっています。

心配されるほど海では漁業に影響ないかなと私は思います。ただし、内水面に対してはどんなやり方が漁業者の方に対応できるか、それはカワウを調べていらっしゃる方は皆さん念頭にあることですので、どちらかということ、入れられれば入れるに越したことはないが、一方で記載がなくて、一方ではあるというのは、カワウという鳥が、ここ20年ほどの間に東京湾でも急激に復活してきた鳥だからです。それより前の1960年代末ごろには、日本全体で数千羽というオーダーまで落ち込んだことがあると思います。ですから、急激に復活というのがどういうためによるか、それも私どもは大事なテーマで見ているのですが、一概に個体数がある水準に保つということは、人間を見ていただければわかるように、決して楽なことではありません。人間は、自分でよくわかっているのに、個体数を一定数に保てないですね。

カワウにしてみれば、うんとたくさん増えられれば、増えるに越したことはない。私どもの行徳では、増えられるに越したことはないというのを、増えないようにするにはどういう手があるか。それは、むしろ手厚く守って、1カ所にしっかりとどめるということになるかもしれない。そういう視点も含めて個体数、動態を追おうとしています。

さっきのように、片方では「カワウ」という言葉が出てくる。「これは魚を食べるから困るじゃないか」と言われる。一方では「カワウ」という言葉が出てこない。それはここ数十年の間に急に復活した鳥であるから。その辺のカワウに対する評価の揺れを語っているかと思います。

ちょっと長くなって申しわけありませんでした。

川口委員　　そうしますと、今の御説明で、僕の理解では、今、行徳の近郊緑地にあるカワウのコロニーは、東京都の政策で不忍池を追われたのが浜離宮に行って、浜離宮からまた追われて、行き場のなくなったカワウが行徳の湿地の近郊緑地の中にコロニーをつくっているという理解なので、南行徳の漁業者の方からは今の食害という問題も聞きますし、食害だけじゃなくて、今度はフン害。相当フンをまき散らすということです。これは想像の範囲で物を言うのじゃなくて、蓮尾さんの意見にあったように、しっかりと調査してもらうことも大事だ。ですから、その辺の記述が調査項目の中に入ってないので……。

大西会長　　入っているでしょう。今、川口さん言った8ページというのは、これからこうしてくださいということを言ってるので。

川口委員　　僕が言ってるのは、害という観点での調査です。

大西会長　　そこはニュートラルですが、生態系において重要な位置を占めているので、食性調査を行うべきだ。

川口委員　　含まれているのであれば結構です。

大西会長　　食性調査だから、何をどのくらい食べているか、ここではスズガモを書いてありますが、「溺死したスズガモの死体を解体等」の方法によって客観的なデータを取るということではないか。そういうことでよろしいですね。

後藤委員　　今の会長の話でいいと思うのですが、そもそもスズガモがマコガレイの卵を今まで食べないと言われていたのが、円卓会議の調査の中では胃の中から出てきたので、食性についてきちんと調べようという視点で、それをスズガモだけじゃなくてカワウにも適用しようという趣旨だと思います。

大西会長　　なかなか一つ一つが難しい問題が横たわっているという感じですが、まず客観的なデータを把握するということは何事にも優先すると思いますので、調査はそういう観点でできるだけやっていくということが必要だろうと思います。

竹川委員　　先ほどの漁場再生検討会議の調査に関連した話ですが、少なくとも、この再生会議が評価委員会を通して総合的な調査の問題をカバーしていくというのが基本的なスタンスではないか。そういう意味で、この間の答申のかがみの中にも漁場再生検討会議と並んで再生会議のことも入っていますので、県のほうとしてもそういう立場から、また工藤先生もこちらのほうにも出ていらっしゃるわけなので、その点は県の各担当の持っている調査も全体としてどこかで総合的に見ていく必要がある。それがここにも書かれていますが、そういうことで進めていただければと希望します。

大西会長　　漁業関係者との関係は、既にこれまでいろんな答申にも書いてありまして、重要性、経験的な知識と……ちょっと言葉を忘れましたが、漁業関係者の観点、主張は尊重すると我々も確認しております。具体的には、この場に大野さんはいらっしゃるけれども、漁業関係者の代表という格好では残念ながら今回の再生会議には委員になってもらえなかったもので、漁場再生会議を主として通じて意見が県の政策の中に反映されていることになって

いて、我々もその関係を尊重しているということでもあります。両方の委員を兼ねる委員の方にもこちらに来ていただいていることですので、そのスタンスはこれまでどおりということで、どちらが大事かではなくて、漁業関係者の意向も十分尊重して我々は理解をするということが大事なのかなと思います。今のところ大きくそれが食い違っているとは思っていないので、我々のほうはその理解する姿勢を保ちたいと思います。

ほかに御意見がありましたら。

清野委員 漁業者の方の参加については、「漁業者」という形での提案、例えばいま川口委員がおっしゃったような、ぜひこれを調べてほしいというような話の枠組みが見えないようなのは、確かに気になるかなという気はします。今後、どこの部分で窓口があけてあるかといいますと、資料2の13ページ、別表4に実施体制のことが書いてございます。2番目の大きい箱のところに「調査の実施体制等について」とありまして、一番下に「市民が参加し、市民とともに作り出していく、調査のあり方を検討・模索すること。」と書いてございます。これは、再生会議の中で、市民参加したくないとすればそういう意見が出るかもしれないですが、傍聴者を含めて御意見がわりと前向きだったので「参加する」ということを書いてあるのですが、もしも今後漁業者の方に参加していただく機会があれば、「市民」という枠組みで漁業をやっている方とも言えるでしょうし、「漁業者」という立場での参加もあると思います。ですから、この調査に関しては、計画段階からの参加をできるだけ枠組みをつくって、ただルーティンでずっと続けるだけでなく、原因判別型とか、解析の段階で、多くの海のことをよく知っている方のお話を聞きながら進めていきたいと思っています。

大西会長 別表4の中に確かに明示的に「漁業者」という言葉があってもいいように思いますが、いかがでしょうか。

細川委員 評価委員会は再生委員会の宿題に答えを書くという立場なので、この再生委員会では「漁業者」という言葉も書こうやということであれば、書いていただくことでいいと思うのですが、特に別表1でも、藻場の調査はこれじゃ足りないよという御意見を水産関係の先生からもいただいて、それを反映するという努力もしておるところで、漁業についても調査の中で議論の共通の土台になるような客観的なデータを集めましょうという立場で、なるべく議論ができやすいような格好でということ而努力してきたところなので、別表4の「市民が参加し」というところに、「漁業者の経験知を……」という言葉がありましたが、ああいった言葉を書き込むのはいい方法だなと、ここから先は評価委員会の立場じゃなくて再生会議の委員の立場としてはそういうふうに思います。

大西会長 それでは、皆さん特に異論がなければ、さっきの工藤委員の発言とも重なると思いますので、そういう文言を入れるということはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ほかに……。

後藤委員 藻類調査についてですが、これはどこに何が生えていたよという40地点、そういうことですか。ちょっとお願いしたいのは、もし予算がかからないならば、地点で浅いところの藻類は結構付着物がついていますので、目視でも結構ですが、魚の卵がどんなものがついているかとか、そういうことは記録しておいていただくと、藻類と魚類の関係は深さによって出てくるのかな。予算がかかれば結構なのですが、そういうことがこれから

再生のときに非常に役に立つと思うので、もしできれば、そういう観点も入れておいていただければと思います。

細川委員 別表1の「藻類調査」の下に「付着生物調査」という欄があって、そこにベルトトランセクトとかコドラートとか。

後藤委員 護岸じゃなくて、藻類に付着するもの。

細川委員 ああ、葉上動物ですか。わかりました。なるほど。「種の同定等」の「等」の中に「葉上動物の観察・観測」を入れる。

大西会長 ほかに御意見ありますか。

会場の皆さんの意見も伺いたいと思います。会場の皆さんから、今の自然環境調査について、評価委員会の意見を踏まえて御発言がありましたらお願いします。

発言者A さいたま市のAと申します。

御審議ありがとうございます。先ほど憲法という問題のお話があったように思います。そういう意味では、海というものはみんなのものであるという考えもできるのではないのでしょうか。千葉県が東京湾全体に及ぼすことはわかりやすいですし、また流域2,600万人の人の生活が千葉県の環境に及ぼすことも明らかだと思っております。漁業者の方の生活も非常に大切だと思います。そういう意味では、逆に漁業者が自然環境や東京湾の環境に大いに貢献していただきたいと思っております。そのように思います。

発言者B 市川市から来たBと申します。

私が質問をしたいのは、今年、事業計画の中で20m、塩浜2丁目の先行的な護岸工事が行われました。それについての環境調査は、20mだけ特に限ってやっていることから考えても、その護岸工事が今後やられるであろう護岸工事の先行事業で自然環境にどういった影響を与えるかということの重要性があったからそうなったと思うのですが、その辺についての考え方は、自然環境事業の考え方についての中に広い意味で入っているかと思うのです。ただ、今申し上げたような事情で、この20mについては、どういうふうに評価委員会としても考え、また県としてもその点についてどう考え、それからどういうことを具体的に調査、モニタリングとか順応的管理を含めて考えていらっしゃるのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

大西会長 今の点については3番目の議題に上がっておりますので、そこで議論されると思います。

引き続きもう一回再生会議の委員の方の発言の機会に戻りますが、自然環境調査について、特に、さらに御発言がありましたら。

佐野委員 深浅測量についてですが、「5年に1度」と書いてあります。円卓会議の最後のほうで、特に猫実川河口域の部分について侵食傾向だということが、最後ほんのちょっと下がるようなデータになっていて、そんなことを言われていたわけですが、あのときちょうど台風があったりして、特別な事情の中で若干の侵食のような様子があったかと私自身思っているのです。

きょうは実は早目に来て皆さんに資料を提出しようと思っておりました。仕事の関係で遅れてきたものですから、資料は次回にさせていただきますが、私も市民調査の一環で猫実川河口域に10本のポールを立てまして、4月から月1回の割合で市民ができる深浅測量というのをやり始めたのです。11月まで、多いところでは4月に比べて45cm堆積

している場所があります。もちろんそれが5年経てば5倍になるかと、そんなふうには思っておりませんが、測定をしていて僕はびっくりしているのですね。そういう意味で、5年に1度の深浅測量ということが三番瀬の土砂あるいは砂の移動のことを考える上で適当なのかどうなのか。評価委員会ではもう少し綿密にデータを取ってはどうかという議論があったやに思っているのですが、そこはいかがでしょうか。

細川委員 土砂の堆積、侵食がどんな周期で起きるのか、どんな範囲で起きるのかといったところについて言うと、大水が出たり、大きな波が来たりというところで、砂浜が大きく変わる。地形が変わるとか削られるとかいうのを経験するように、かなり変わります。それは確かです。ですから、5年に1遍でも、5年経ったある何月何日に測るわけですが、そのときは5年間蓄積した変化が測れるかどうかといったところについては、5年間蓄積した変化の上に、前の日に雨が降ったとか、3日前に台風が来たとかというような短い変化が重なったものとしてしか把握できません。それは、5年に1遍を月1遍にしても、毎日にしても、それより短い時間での変動というのはわからないということです。

5年に1遍、何で測るのか、あるいは5年に1遍は意味がないのかということ、そんなことはなくて、三番瀬の前の蹴上がり部分とか浦安の前の干潟の発達といったものについては、変動はしながらも概ねある方向に少しずつ動いていくことが起きている。こちら辺のことは、5年に1遍でも、例えば浦安の先のところ、干潟の部分が延びてきているねとか、だんだん延びてきたんだけどこの4、5年で大体落ち着いたねとかいう把握のためには役立つといったところですね。特にポールを立てて、人が近づいて読める部分と、もうちょっと深いところで、調査の難しさが変わってくるのです。人がザブザブと入っていけない胸の深さよりも深いようなところについては、なかなかお金をかけないと調査できなくなってしまうことがあって、お金と、それから変化の様子をどのぐらいの時間で見るのかというバランスで、5年に1遍といったところですね。気持ちとしては、それは毎年春夏秋冬、あるいは月1遍でもやってもらったらすごくいろんなことがわかるだろうなという気はしますが、なかなか全域をそういうことではしにくいといったところがあると思います。大きな意味で、あそこら辺が削られているとか、ここら辺が延びてきたとかいう把握には役立つと思います。

川口委員 質問の角度が変わりますが、市民調査ということで海の中にポールを10カ所立てているという話ですが、資料2の13ページで、先ほど清野委員からもお話があったように、「市民が参加し、作り出していく、調査のあり方……」とありますが、県に確認したいと思います。市民調査で、市民が勝手にやっていた調査と、勝手にやってはいけない、県に届けなきゃいけない調査というのはどういうものがありますか。私の理解ですと、漁場とか海に勝手にポールを立てることは届け出が必要だと聞いているのですが、その点で、もし市民調査の人がわかっておられないとすれば、やっていい調査、届け出なきゃいけない調査、勝手にやっていい調査、その辺について今わかりでしたら説明していただきたいと思います。

大西会長 今わかる範囲で結構ですが、一般論になりますが、どうでしょうか。

三番瀬再生推進室 すみません。すぐはお答えできませんので、調べて後ほど、次回にでもお答えしたいと思います。

大西会長 「市民が参加し」ということですから、市民調査をここでやろうということ、そう

いうときにも注意が要するという。今のは一般的な話。具体的におやりになっている現場を我々は知っているわけではありませんので、ここで議論はできないと思います。

ほかになければ、もう一つ評価委員会の報告がありますので、これについては、まず手続的には、皆さんの資料では参考資料の25ページ、参考資料3-3、これが18年度の調査ということで、これは「実施計画」とは書いてありませんが、これに類似したものが実施計画ということになるのではないかと思います。手続は、県のほうでそういうことでのいいのですか。自然環境調査についての実施計画は、作成されて、ここに報告されるという理解でいいですね。重ねて確認しますけれども。

三番瀬再生推進室 はい。

大西会長 というような、3-3に類似したものが出てくるということでありまして。今年についてはやや変則にならざるを得ませんが、安定した状態ではそういう格好で進んでいくというふうに御理解ください。

3-3のみならず、その前の22ページの3-1という資料は、もうちょっと長いスパンの調査の考え方ですので、これを含んだ格好で今回の意見をまとめていただきましたので、今回、評価委員会でまとめていただいた意見は、短期1年だけではなくて、もう少し長いスパンについて適用されるものが含まれているということです。

具体的には2点。一つは、今の調査の実施方法のところでは何がしか市民と並んで漁業者に言及するという。それから、これは専門的なので私はすぐに判断できませんが、藻類に付着する葉上動物についての調査を入れる必要があれば入れるということで、その2点についてここでの議論の結果を受けて修正を加えたいと思います。葉上動物については、専門的に後で整理して加えるということで、若干クエスチョンということでまとめさせていただきます。

具体的な文言については、評価委員会の細川座長と、評価委員会に御出席の吉田副会長と相談して、私のほうで3人で取りまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。県に対する意見書という格好になります。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

(3) 市川市塩浜護岸改修事業のモニタリング手法について

大西会長 次に、市川市塩浜護岸改修事業のモニタリングについてです。

本件についても、三番瀬評価委員会において検討いただいておりますので、検討の結果について、評価委員会の細川座長から報告していただきます。

細川委員(評価委員会座長) 評価委員への宿題の二つ目、「市川市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法」といったことに対する検討の様子と結果について、報告したいと思います。

これも、宿題をいただいてから、「塩浜護岸改修事業というのはどんなものなの？」あるいは「塩浜護岸の改修に係って護岸検討委員会がいろいろ議論、サジェスションをしているけど、どういう状況なの？」というところから始めて、自分たちがどういうことをサジェスションとして県にお渡しするのがよろしかろうかという整理をしてから議論を始め

ました。

資料2の14ページ、「検討結果 市川市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について」とまとめました。

14ページの(1)が護岸の概要です。これは詳しくはお手元の参考資料の29ページの資料4-1、これが事業計画書で、その31ページから資料4-2「実施計画書」がありまして、これに基づいているいろいろ伺いました。特に37ページに護岸をつくるときのモニタリングの項目とか、最後の40ページに順応的管理を踏まえたこんなふうな考え方でいきますよというフロー図、こういうものを県のほうから説明いただいて、こういうことをやるのだなということ把握した上で議論を進めました。

14ページの(1)に戻りますが、ここに事業の概要がありますが、護岸が傷んでいて背後が危ないということで、ここから少しずつ護岸を改修しましょうということですが、安全性の確保とともに、目的のところに「海と陸との自然の連続性を取り戻す」とか、「人と三番瀬の健全なふれあいの確保」とか、こういったものも配慮しながら安全性の確保を進めますということが書かれておりました。同時に、つくられた構築物の表面には生き物が棲んでくれることも期待し、あるいはそういう狙いを持ってこういう事業をしているのだなということです。

今回は、14ページの真ん中ぐらいに「100m工事区間の断面設計の考え方」というのがありますが、今回は工事延長100mを実施するこの部分についての議論をしました。というのは、いつどんなふうにその先が延びるのかわからないので、その部分についてはまた別途、これは注文として後で指摘しますが、わかった段階でこの再生会議の場に御紹介いただきたいということで、今回わかっている部分について、100mの区間についての検討をしました。

どんな検討をしましたかというのが、15ページの(2)です。護岸の改修をする事業者も、これによって周りにどんな影響があるのかあらかじめ予測して調べながら、大丈夫だろうと判断して着手しているところですが、周りの影響は大丈夫ですかね、どうですかねというところを、評価委員会としても一緒に考えました。

もう一つは、指示の中にも書いてありますが、順応的管理の考え方、これに基づくモニタリングといったところを考えてみました。それは16ページの(3)から記述してあります。

その二つについての検討を、文章に即していきたいと思います。

15ページの(2)影響評価というところです。

工事の規模が100m、ちょっとだけやってみますということで、規模としては非常に小さい。普通の環境影響をすると、規模が小さいということもあり、三番瀬海域全体に影響が及ばない。けども100mの周りではどうですかねという視点から、評価委員会は影響についてチェックをしてみました。事業者も、環境影響予測ということで、概ね事業をする護岸から沖合い100mぐらいの間、横幅でいくと、工事区間の長さが100mなので、この長さと同脇ぐらいの間、こういったところについていろいろ調べておりました。

沖合い100mぐらいの間を調べるというところは、まあまあ普通一般的には返し波の波の長さの1倍とか1倍半ぐらいで返し波の影響がだんだん薄れてくるということで、この周域などから考えても100mぐらいというのは一つの目安として適切だなということ

チェックしました。ただし、直立の護岸が斜めの護岸になるので、返し波が弱まるということで、護岸の先っぽの水の中に入っているようなところが少し穏やかになるということも考えられるので、そこについては、大丈夫だと思うけれども、砂が堆積するということがあるかないかチェックしてほしいですねというのが、15ページのアです。

それから護岸の脇のところですが、護岸の脇は、現場を見ていただくとわかると思いますが、直立の護岸のさらに先に斜めのスロープができていますので、最初のスタートのところの脇は空間的にへこんでいる部分できて、そこがある意味で砂溜まりみたいなことが起きやすいので、ちょっと脇の部分の限られた狭いところですが、そこも、砂が溜まるとか、あるいは逆に取られるとかというようなことがあるかないか、検討したほうがいいですねと。

この二つを、アとイで地形に関連して指摘しました。

16 ページにウというのがあります。100mだけ最初の1年につくるので、その部分についての生き物のモニタリングを1年間します、という事業者の計画がありました。これは事業が進展すればさらに次の年もやるようですが、そこを念押しをしました。1年でその施工部分は完成してしまうところがあるかもしれないけれども、完成しても、しばらくどんなことが起きるのか、完成した表面で観察をしてくださいね、では、どのくらいしばらくかなんですかねということであると、概ね4～5年が一つの目途ですというようなことを指摘しております。16ページはそういうことです。

16 ページのエで影響評価についてまとめておりますが、何せ100mという規模なので、なかなか大きな影響がドラスチックに三番瀬全体にあらわれることはなかるうと思うのですが、規模は小さいのですが、アとかイとかウといったところを踏まえて考えてほしいですねということですよ。

以上が、100mの護岸をつくったときの影響について検討した結果です。

16 ページの(3)は、順応的管理の取り組みといったところについてどう考えたらいいですかということ、モニタリングの仕方とあわせて検討しました。

この部分について言いますと、事業者側が設けている護岸検討委員会でもいろいろ検討なさっています。その中では、生き物をインデックスにして、生き物が護岸の表面にうまくくっついてくるかどうかということを中心にみていきたいと思いますということも提案されているところで、事業者側の設けている委員会の情報量というのは、護岸の構造とか周りの条件とか非常にたくさんの情報量を持っていて、非常にたくさんのデータを集めて勉強なさっているの、それに屋上屋を重ねるというよりは、そういうたくさんのデータ情報を持っているときに、どう順応的管理の仕組みを組み立てていったらいいのかという点でのサジェスチョンをしようというような議論をしました。

16 ページのイですが、「順応的管理の基本」というのは、16 ページの一番下に4行ほど書いてありますが、様子を見ながらやり方に戻すということで、フィードバックがあるというフローでないといけません。それから、こんなふうなことが起きるだろうと思いつながらやってみて、モニタリングしたらそういうふうになった、あるいはモニタリングしたら違うことが起きたというふうに、モニタリングとチェックの仕組みがあるということ。3番目に、事業者だけで考えるのではなくて、みんなでオープンな場で考える仕組みがあるということ、これが大事ですねといったことで、こういう要件が事業者が考えているフ

ローの中に整っているかどうかというチェックをしました。

一応整っておりまして、フィードバックの仕組みとか、みんなで考える仕組みとか、モニタリングをしてチェックするという仕組みが整っておりますが、もうちょっと具体的にあらかじめ決めておいたほうがいいところがありますねということで、17 ページのウ、こんな点を配慮して、もうちょっと事業者の護岸検討委員会の中で議論を深めてほしいですねという提言としてまとめてみました。

まず、(ア)です。事業者はマガキを主体とするハビタットを復元できるか、重要種ウネナシトマガイの再定着は確認できるか、こういうところを目印にしてモニタリングしましょうというふうに考えていますが、いきなりこういったものがつくった翌日に棲みついてくれるということではなくて、まず、元気などでも棲みつくような貝がワッと来て、それがまず棲みついて、ゆっくり後から様子を見ながら、大丈夫そうだったらそこに棲みつくこうというやつがやって来てということがあるから、どのぐらいの生き物がいつにどのぐらいにということを少し周りのいろいろな護岸の様子を見ながら検討してみたらどうですかね。そうすると、貴重種が1年目に棲みついてくれないから、さあどうしようという心配をする必要もないでしょう。これは解説ですが、こういったことを少し考えても、時間経過がだんだん戻ってくるということを配慮してみたらいかがですかというのが、(ア)です。

(イ)ですが、みんなでオープンな場でどういう方向に行っているか考えるというときには、いろいろ考える人がワッと出てくるので、あらかじめ、どうしたらちょっと考え直したほうがいいよねということを事業者側も準備しておいてくださいと。事業者側がどんな変更ができるのかというのは、事業者の事業をよく知っている人でないとなかなかいいアイデアがないようですねけれども、例えば石の種類を変えとか石の大きさを変えるということがもしできるのだったら、それを少し変えとか、素材を変えるということも含めて、どんなことが起きたらどんな対応ができそうかということをおあらかじめ考えていったほうがいいですよ。何かみんなで考えるときに、なかなかうまく行っていないときに、ハチの巣を突ついたような騒ぎにならないような、ではこういうことをやってみましょう、ああいうことをやってみましょうと、次の手を事業者として考えていただく、様子を見ながら少しずつ手直ししながらという仕組みがうまく回るのではないのでしょうか、というのが次の(イ)であります。

さらに、「人と三番瀬の健全なふれあいの確保」といったところで、景観に関してどう考えていったらいいのかというところの議論もしました。事業者側も、景観の調査を何回か途中でやりましょうと。参考資料の37 ページに「景観」というのがあって、施工後数回、委員、一般市民参加による見学会形式でやりましょうという計画があるので、景観に対して検討するときにはこんなことを考えていったらいいんじゃないですかねというサジェスチョンを幾つかまとめました。

景観というのは、みんなで議論し出すと、「私は赤いのがいいわ」「私は青いのがいい」というように意見がバラバラになって、結局、みんなの意見を聞くとまとまりのない景観になりますねというのが今まで失敗している例のようで、景観に関しては一つの統一した考えを持って進めるというのが基本のようです。だから、みんなで議論してみんなの意見を最大公約数でまとめますというよりは、もうちょっと全体の方向性を最初に決めておく

というのはいい景観のためには大事かもしれませんよ、というのが（ア）です。

ただし、みんなで調べるといいこと、（ウ）に書いてありますように、あるいは事業者の計画にありますように、少し完成した時点でみんなで見てみて、思っていたよりすごい圧倒されちゃう構造物だね、思っていたよりかわいいねというのは、つくってみないとわからないところがあるので、そういった時点でアンケートなりをするというのは特に有効な方法ですと、そういったサジェスションが書いてあります。

18 ページ、オですが、その他、事業者の委員会なり事業者御自身がいろいろ考えておいたほうがいいのかという事項で気づいた点を幾つか置いておきました。

生き物が石の表面についてくれるというのは、工事がうまく行ったり、素材をうまく選んだからそういうふうになるのですが、せっかくいい工事をして、あるいはいい素材を選んでも、別の要因で生き物は棲みつかなくなることがあります。例えば青潮などが来て、酸素がないがために、本当はいい棲みかなのただけでなかなか生き物がついてくれないということがあります。だから、生き物が棲みついたかどうかで判断しようと思ったときに、生き物が棲みつくかどうか大きく影響を与えるような大事な条件、特に酸素みたいなものは事業者も御自身で測っていただければかと。特に生き物が棲みつく表面の場所とか肝心なところ、この環境は、工事が進捗する中でも、特に夏場で酸素を測っていただければいいと思いますよ、というのが（ア）です。

（イ）ですが、どこにどんな生き物が棲んでくる、どこにどんなふうに泥が溜まるかというのは、最初はわからないからいろいろなところを調べるのだけれども、どこが大事そうかというのがわかってきたら、そういうところをだんだん絞り込んでいくようにしたほうがいいですね。最初 10 ヲ所調べますと言ったら最後まで 10 ヲ所調べるというふうに機械的にするよりは、状況を見ながら判断する、そういう仕組みを考えていったほうがいいですね。

3 番目、（ウ）ですが、石が積まれると、石を積んだ中にはいろいろな隙間ができます。中に海水が入ってきて、渦を巻いたりしながら出たり入ったりします。そういったところが好きで、そういったところに棲みたいという生き物がそういったところに潜り込んでくる可能性もあります。あるいは、別のところから水が湧き出していけば、石の隙間の中をチョロチョロと動いているかもしれませんね。石を積んだ隙間の中の条件とか、そこに生き物がどんなふうについていくかといったものも非常におもしろいデータになると思います。で、石の積んだ中をどんなふうに隙間をついたらどんな生き物が喜んで棲んでくれそうかというのがわかったら、次、もうちょっと横に広げるときに役に立つ情報になるかもしれませんね。そういう意味で、中の様子を観測するパイプを設けるというアイデアが委員のほうから提示されましたので、ぜひ御検討ください、云々というところです。

（エ）と（オ）は繰り返しです。

というようなところをまとめました。

ということで、市川市護岸のところについては、順応的管理の検討を事業者御自身が一生懸命なさっている中で、その検討に役に立つような提言としてまとめた次第です。

22 ページに「今後に向けて」というところがあります。これは、評価委員会がいろいろ議論していく中で、先ほど来、ちょっとずつ議論が出ていましたが、いろいろな思いがあったので、「今後に向けて」というところにも書き込んで記録として残しておきたい

なということがあります。

上から2行目ですが、評価委員会の検討は幾つかの制約がある中での検討でした。その制約というのは、事業の実施の計画がまだまだ十分具体的でない部分もある中で、5年後にどんな事業をやって、10年後にどんな姿になってというところがまだまだはっきりしないということですね。最終形が、三番瀬でどんな格好になるのかといったところの検討が本来は必要なのですが、今回は、今あるいろいろな議論を踏まえて、その情報の範囲の中でよかれと思うような議論をしました。だから、後の人がこのレポートを見て、「最終形がこういうふうになったのに、それに付随した十分な検討がなされていないじゃないですか」と怒っても、「ごめんなさい。制約の中の検討だからしょうがなかったのですね」という言いわけを少し書いておきました。

(1)三番瀬自然調査というところで、先ほど来、別表4で「市民が参加し」というところの御紹介がありましたが、気持ちとしてこういう点を特に強調したいということが、ア、イ、ウと三つあります。

一つは、県庁の中で十分に自分たち自身がポテンシャルを上げてほしい。専門家、学識経験者に、毎年毎年、「三番瀬自然環境調査はこういうふうに行うと思うのですが、それでいいですか」と問い合わせをする前に、「自分たちでこういう工夫をしたいのだけど」「今年はこういう工夫の上でやりたいのだけど」という提案ができるような、自分たち内部での自然環境調査のブラッシュアップができるような体制をぜひつくっていただきたい。そのためにというか、それと同時にといいますか、市民の参加がイで、ウは専門家の参加あるいは学識者の参加、あるいは再生の取り組みが始まったときに、改めて再生の取り組みが本格的に生まれれば始まったなりの専門家の指導・助言をもう一度尋ねるということもしてくださいと。一番最初の、制約がある中での言いわけの裏返しです。

というところを書きました。特に外部の専門家の活用の仕方を県のほうでも十分検討して、ぜひルール化してほしい。別表4の中にも一部書き込んでありますが、千葉県の調査データを使って外部の学者の方はいろいろなレポートを書いて、別の県の方がいろいろ解析されたりする。そういう解析や検討をぜひ千葉県にフィードバックするような仕組みをつくってほしいということです。

それから(2)市川市塩浜護岸改修事業についてというところですが、これは当面、工事延長100mを意識した中での検討をしました。今後、予算のつき方もいろいろあって、何年後に何mになるかは、いま評価委員会としては十分把握できていませんので、工事区間が延びて広がるといったときには、改めて、こんな事業になりましたということ、重要な事項ですので再生会議にも情報提供していただきたい。必要であれば、再生会議から「少し長くなったけれども、これに合わせて検討してみたら」というような宿題が出れば評価委員会でまた検討するという仕組み、これをしてほしい。100m部分だけの議論で残りの何百mも突っ走らないでねという歯止めをかけたいということです。その中でも、どうせ延びていくのだったら、その中の1本くらいはどうせ延びていくときの参考になるようなラインとして観測線を設けるということもあわせて検討したらどうですかね、余計なおせっかいですが、と。100m以上もし延びるということであれば、こういうことも考えてくださいね、という記述もあります。

以上、「今後に向けて」というところをくどくどとお話しましたが、そういう思いがあ

るものですから、説明させていただきました。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の説明を聞きながら感じられたかと思いますが、本当は、再生会議の実施計画も既に議論して意見を言っているわけで、それに基づいて事業が実施されているわけですが、本当は、実施計画を重要事項として説明を受けた段階で評価委員会からのこうした報告を再生会議が受けて、再生会議としての意見を形成する、そして知事に言うというのが本来の流れで、時間の関係でそれがすべての機会にうまくいくかどうかわかりませんが、なるべくそういう格好で運営していくのが本来だと思いますが、今回については、これまでも説明してきたように、評価委員会の立ち上げが実際には遅れたということもあって、やや変則的になっていますが、こういう機会になるべく、遅れたとはいえ早い機会にモニタリングの方法についてきちんと専門家の分析をしていただいて、毎回これほどきちんとした分析が要するというのではなくて、1回やり方を確立しておけば、少しの修正でそれ以後の調査にも対応できるということになると思いますが、今回についても、これをきょう議論いたしまして、意見書という格好で、先ほどの自然環境調査と同様、知事さんに提出するというので、その意見書を参考にしてモニタリングを実施していただきたいということでもあります。

時間の関係で15分かそのくらいしか意見交換の時間が割けないのですが、そのため、一問一答にするとどうしても長くなると思いますので、少しまとめていきたいと思います。御意見のある方、続けて発言をお願いします。

歌代委員 細川委員の評価委員会における前段の自然環境調査、護岸の関係のまとめ、本当に御苦労さまです。非常にわかりやすくまとまっていると思います。

私は、昨日、別な関係であそこの護岸を見てまいりました。そうしましたら、もう20mは完成形でできております。それと、今、後ろのほうの鋼矢板等の道の処理をしているところです。県の関係の方にその状況、海の状況などを聞きましたところ、私は1年ぐらいいは何も生物はつかないのではないかと考えていたところ、カキがついているということも話しております。その他の生物もついたということも話しておりましたので、これは随分早いなと感じておりました。したがって、今後、護岸の完成形が延びることによって、生物の付着が早いのではないかと、そういう期待も持たせていただきました。

それと同時に、先ほど景観の問題を細川委員が話されましたが、現状を見て、今度、バックにどのくらいの護岸の擁壁が建たなければならないか。そういうものも現状を見て感ずることができると思いますので、今後、護岸の少しずつ延びたところで皆さん現場を見て考えていただきたい。前へ延びるか、後ろの塀を高くするか、こういう点をよく考えていただきたいと思っております。

木村委員 先ほど、「今後に向けて」のところ、「市民が参加し、市民とともに作り出していく調査のあり方を検討・模索された」ということがありますが、例えば鳥類の調査で、習志野の谷津干潟があって、それを自然環境調査でやる、これは別にいいわけですが、例えば谷津干潟ができたときよりも鳥が来る量が半分ぐらいに減っている、それで鳥が余計来るようにということで、アオサとかごみを市民団体が取る運動をしているわけですので、例えば最後のほうに「その他検討すべき事項」として、いま読んだ「市民が参加し」云々

ということがあれば、環境浄化運動で調査したら例えば著しく鳥が来たとか鳥が減ったとか、そういう影響力があったものはここに書いておいたほうが僕はベターだと思うのですが。例えば環境調査を5年に1遍とかやったときに、非常に鳥が来た。これは明らかに習志野市でも市民が参加してやっているわけです。ただ単にこれだけ増えました、環境がよくなりましたということではない「検討すべき事項」というものを、何らかの形でもしわかれば書いてもらったほうがいいのではないかと僕は思うのですが、どうでしょうか。

大西会長　　今のは、自然環境調査……。

木村委員　　も含めて、いろんな形で市民がかかわってくるわけです。「その他検討すべき事項」の中にそういうことをきちんと明記したほうが僕はいいと思います。市民がどの云々と書くのだったら、そういうことは明らかに市民の運動でこういうふうになったのだということを含めてね。

大西会長　　ちょっと私はよく理解できないので、もう1回わかりやすく説明してくれますか。何をおっしゃりたいのか。

木村委員　　毎月、調査をして、自然環境調査が発表になるわけですね。発表になったときに、例えば非常に種の……。

大西会長　　結果については共有すると言っているわけだから、調査結果はなるべくオープンにしてみんなで共有するということはやっていくわけです。

木村委員　　それはそれでいいのですが、その調査結果が、例えば非常に鳥が増えたとかそういうふうになった場合に、ただ単に「鳥が増えました」というだけを共有するのではなくて、習志野市なら習志野市でやっている活動的なものもわかれば「その他検討すべき事項」に記載してもらいたい。

大西会長　　原因を書けということですね。

木村委員　　そういうことですね。

大西会長　　それは当然含まれますよね、わかれば。

細川委員　　わかるもの、わからないもの、難しいもの、難しくないもの、いろいろあって、それも含めて、市民が参加し、市民とともにつくり出していく調査。言葉はそういう気持ちなのですね。「つくり出していく」というのは、ごみを拾って浄化した市民にとってみれば、どうなったのか、あと知りたいに決まっていますよね。そういう人たちの声で、こういうことをしましょうとか、ああいうことをしましょうとか、こういうデータがあるのだったらこういうまとめをしましょうとかいうふうにつくり出していく。だから、「市民が参加し、市民とともにつくり出していく調査のあり方」というのは、そういう気持ちで書いた。

木村委員　　それはいいですよ。それは大賛成なんだけれども、具体的に調査の結果として明らかに環境の浄化に影響力があったものについては、何らかの形で原因を書いてもらいたい。

細川委員　　環境の浄化にどれだけ影響があったかというのを調べないとわからないですね。その評価をするためにどういうモニタリングをしたらいいのでしょうかというのがここにまとめてある。だから、評価をし、これは合格、これは不合格というのは、モニタリングを踏

まえた別のところで議論してもらわなければ本当はいけないのですね。市民が気になることはちゃんと調べてあります、なかなかうまくいきませんねというのか、すぐに効果がありましたというのか、そういうのはこのモニタリングで手がかりはつかめていますという仕組みになっています。だから、データの活用の仕方というところの議論だと私は思っています。

大西会長 データの把握と、そのデータがどうして生まれたかという分析とは少し違うと思うのですね。それを両方やっていこうと。それは1遍にできるわけではない。データを集めている人が分析までできるわけではないので、それをやっていく。だからデータを集めるだけを仕事としようとしているわけではないということですよね。

木村委員 ただ単に「谷津干潟の鳥が増えている」というのではなくて、習志野市から、こういう運動をしているのだという資料を集めておいてもらいたいということですよね。

大西会長 まだ質問があるので、質問を全部受けて議論したいと思います。

米谷委員 「今後に向けて」のところの市民調査に関してですが、フェスタ事業でアサザプロジェクトを見学に行ったときに、業者に託したら年に1回の調査のところをNPOに委託すれば3回できるということを知ったことと、でも実際に市民調査というのは精度が難しく、自然関係の大学生とか大卒、市民調査をし慣れているNPOぐらいでもなかなか難しいのですが、参加することには意義があると思えました。検討されたいということです。

川口委員 細川評価委員会座長にお尋ねしますが、評価委員会で先ほどの「制約の中である評価」ということは、僕は象徴的に聞いたのですね。制約というのは、時間的な制約もあるし、県の予算的な制約もあると思うのですね。先ほどの別表1の中に「概ね5年に1度」という表記がたくさん出てくるのですが、資料の16ページ上から5行目に浦賀海岸の事例がありますが、特に東京湾では、神奈川県では護岸工事が数多くやられていると思うのです。例えば早川の石積護岸とか。ですから、制約があればあるほど、専門家として、ほかの事例を、1年経過とか2年経過とか、追跡調査を数多くやられていると思います。ですから、5年に1遍の間にほかの事例ではこうなったよという、そういう事例紹介も取り入れたらかなり有効ではないかと思っているのですね。個人的見解でも結構ですが、5年に1遍という数字が、私は先読みしているのかもしれませんが、5年経つとほぼみんな回復しているという意味合いを持っていると僕は思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

大西会長 今の質問、5年に1回というのは、どこの数字ですか。

川口委員 別表ですね。資料2。

大西会長 前の議論じゃないですか。前の議論は一応決着したので。これは全然文脈が違う。

5年に1回じゃなくて、5年間は事後的に見ようと言っているわけです。今は全然違う。

川口委員 5年間というのは、5年経つとほとんど回復しているんじゃないかという見解を聞いているんです。

佐野委員 まず、参考資料の一番後ろの「順応的管理を踏まえた改修の流れ」、これを見ながら評価委員会は検討されたということなので、それを見ていただいて、あと、現在見ている資料の16ページ、「(ウ)モニタリングの時間的な範囲について」の「(イ)浦賀の海岸の事例では」の2行目から3行目、「生物の回復状況に関するモニタリングの期間は、4～5年を目安として提案したい」、僕もこういうふうな考え方が一番いいのではないかと

思っております。

それから、次の 17 ページを御覧いただきたいのですが、真ん中辺の（ア）の一番下の「・」です。「ハビタットの回復として重要種の再定着は別の事象ではなく、時間的経過の中で順番の問題であり……」、つまり遷移があると。この次にこういうものが入ってくるというのがあるよということですね。「……上記のような予測ができれば、例えば 1 年目に重要種が回復していなくてもあわてる必要はない」、これも当然のことと思います。

こういった評価委員会の評価を踏まえて先ほどのフローを見ていただくと、ステップ 1 で工事をやります。ステップ 2 でモニタリングをします。そのモニタリングの結果を踏まえてステップ 3、フィードバックさせて、次の工事を考えるというフローになっているわけです。現在行われた石積み 20m、捨石 80mの工事を考えますと、海にかかわる工事が終わったのが 8 月末ですね。そこからモニタリングが始まっているわけです。そうすると、評価委員会のほうの評価を見ると、できれば 4～5 年。だけど、ある程度、1 年は最低でも見ていくということが脈絡としてあるのではないかと思います。でも実際にステップ 3 のところを見ますと、18 年度の工事が年度のほぼ真ん中で終わっているわけですが、ステップ 3 の左上のところに「平成 19 年度：施工」と書いてあるわけです。そうすると、モニタリングの結果をきちっと評価しないままに 19 年度が施工されてしまうという矛盾を抱えているのではないかと僕は見ているのですが、ここは評価委員会のほうでは問題にはならなかったでしょうか。

後藤委員 多分、平成 19 年度にどういうことをやっていくかということがまだ見えていない段階で、評価委員会のほうでは検討したということだと思うのですね。

実は、これは県のほうですが、19 年度の工事はどういうものになるかというのがある程度目途がわからないと、実は一生懸命検討していただいたのですが、19 年度のはどういう仕様にするとかスペックを決めていくというのがかなりぎりぎりになってきているという話も聞いていますので、それがまたすぐ評価委員会に戻ってっちゃうのかなという心配を僕はしています。再生会議の委員の期間がありますので、できるだけ早く 19 年度はどういうことを考えているのか出して、それで早めに検討しないと、おそらく評価もできないまま事業は進んでっちゃうという話があるので、ここらあたりをきちっと早めに言い出していただくようなスケジュールがあれば教えていただきたいと思います。

倉阪委員 評価委員会のメンバーだったのでおとなしくしていたのですが、最後の「今後に向けて」のところ、全く今の議論と脈絡が違うのですが、三番瀬の再生に関連する研究体制の充実を図りたい。これについて、思い起こせば 2004 年の 1 月 22 日、再生計画案が出たときに、継続的に三番瀬の再生に力を注ぐように若手研究者を、県の環境研究所でも博物館でもどこでも構わないと思うのですが、県の研究機関の中でちゃんと雇用して、その人が三番瀬の再生の一つの顔になるような、そういう育て方をしていけないといけないのではないかという話をした覚えがあります。このあたりは、再度、きょうは知事さんはいらっしやいませんが、県のほうでそういう計画を具体的に進めていただきたい。そういう要望を改めて差し上げたいと思います。

大西会長 質問はそのくらいでよろしいですか。

細川さんのほうで、答えるところは答えていただけますか。

細川委員 まず、木村さんから、原因となるいろいろな浄化の市民の努力、こういったことも

情報として集めておきなさいということですが、これは記述の仕方が十分ではないのですが、例えば資料2の9ページ、自然環境調査に関連して、背後地の動向についても関係部局、他機関、大学等の調査・研究なども含めて入手しなさいということを書いています。これに関連する市民活動などもあわせて書き込むということがもしできれば、そういう情報は入手できているということになると思います。

川口さんからの、私見でもいいから、4～5年で元に戻るのではないかとということはどう思うかと。私も、5年というのがいいタイムスケールだと思っています。4～5年変わりながらも5年ぐらいで落ち着くと、あとは10年後、15年後というふうに見ていくということでもいいのかなと思っています。

参考資料の最後の40ページのフロー図は、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、「評価委員会関係資料 資料4-3」、こんな資料もあわせてあります。もうちょっと詳しくこんな手順でやっていきますよと、県のほうから説明いただいた資料です。その1ページには、とか という四角があって、では、17年・18年度分の着工をしてモニタリング調査をやって、それを公開して、18年度も継続しながら18年度の順応的管理案の計画に結びついていきますと。同じようなことがもう少し詳しく書いてあるのは、3ページの下ですが、着工してモニタリングして、調査結果をして、それをオープンにしながら18年度継続していきますということがあって、チェックポイントを設けながらデータについて評価しながら進めていますという姿勢は、私は理解したところです。

大西会長 さっきの倉阪委員の質問は、県から答えていただいたほうがいいと思います。

それを準備していただいて。

佐野さんの手が挙がったので。

佐野委員 細川委員の説明がよくわからなかったので再度質問するのですが、評価委員会のほうで4～5年ぐらいでモニタリングの期間を考えたらいいと。実際に工事が連続していくわけですね。そのときに、その工事が三番瀬の環境に対していいのか悪いのかというのを、モニタリングの結果を見ながら、これはいけるぞ、では次へこの考え方でいきましょう、あれっ、これはちょっと予想したのと違った方向で環境の変化が起こっているな、あるいは生物が定着してこないな、ではどんなやり方にしたらいいのだろうかということを検討する。あるいは、場合によっては、これは全然予想外だった、全く僕たちの考えはだめだったじゃないか、ではこの工事は取りやめよう、そういったことを考えるにはこのモニタリングの調査だと思うのです。そういう意味では、生物調査とよく言われるように、本来ならば3年間ぐらい続けたデータを見るべきですよ。でも、いろいろな事業が次から次へ出てくる中で、それは無理にしても、最低、四季 春夏秋冬の様子を見た上で、その工事がよかったのか悪かったのか、あるいは手直しが必要ならばどう手直しをしたらいいのか、そこら辺を検討するべきではないか。その点は、僕はこのフローだというふうに認識しているわけです。

そのことから考えると、18年度の真ん中辺で終わった事業について、1年間のモニタリング期間をもし設けるとすれば、19年の中ごろにようやく検討できるデータが上がってきて、そこから、18年度にやった事業はこういう点でよかった、こういう点でよくなかった、だからこうしようという話になるわけですから、19年度施工というのはかなり難しいというのが僕としては実感としてあるのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

細川委員 順応的管理の考え方の背景には、生き物がこんなふうについてくるでしょうという、ある種の常識と申しますか、科学的な知見というのですか、それがありませんか。あることをやってみて、その結果が完全にわかるまで次のことはやりませんというやり方もあるとは思いますが、それをやっていると、50年、100年経っても次の100mに手が届かないということもあるのです。普通は、護岸をつくって新しい表面ができたときに、数ヶ月で最初にそこに定着する小さな生き物が棲みつきます。その後、それを食べるような、あるいはノリみたいにペタペタとしたところをつくってくれたおかげで次の生き物がそこに入りやすくなって、半年ぐらいでまた別の生き物が入ってくる。新しい表面が海の水の中に触れたときに、こういう順番でこういうことが起こりますよという生き物が棲みつく手順みたいなものがあって、それが起きていけば、最初の部分でそれが大きく失敗していなければ、「多分、次のことが起きるでしょうね」という評価は概ねできると思います。本当にうまくいくかどうかというのは数年見なければいけないところはあるけれども、全然だめかどうかの判断は、最初の数ヶ月が勝負というところがあります。特に海の生物の場合はですね。陸上の非常にめずらしい生き物とか、長い間かけてゆっくり育つ大きな木とか、そういうものはもうちょっと時間のスケールは違うのですが、海の場合は、うまくいくのだったら、早めにいろいろなものが棲みついてくれる。うまくいかないみんなが嫌うようなものは、なかなか棲みついてくれないというところがあります。だから、夏に終わって、何か生き物がついているのを見たよという報告もあったので、そういうことを事業者が数ヶ月経って「どうです」「こうです」と言うのを見て、こんな調子でいけば1年後にはこんなふうになりそうだなというある種の判断は、私は可能だと思っています。

佐野委員 先ほど言いましたように、私どもがポールを立ててその調査をやっているときに、グラウンドレベルから1mのところと1m50のところをビニールテープでマークをしたわけですが、そうしたら、もうその上にフジツボとかがついてきて、本当に短期的にいろいろな生き物がつくのだなと、調査の中でも実感しているわけです。ただ、僕はこういうモニタリングが三番瀬再生計画を進める上で非常に重要だと思っているのです。前の議論だったのですが、「50年かけて壊してきたのだから、50年、100年かけて直していこうじゃないか」という話があったと思うのです。そういう意味で、生物のことを考えるのだから、最低、四季、1年間の結果を見て先を考えるということが、僕は個人的には非常に重要な考え方ではないかと思っております。

大西会長 今の問題ですが、ここでもいろいろ議論が、特に護岸をどうやっていくかということについて議論があったと思いますが、そもそも護岸の改修は、これは三番瀬再生の一つの大きな柱ですが、自然環境を再生することと同時に、安全なまちを再生するという面もあるわけですね。現在の護岸が暫定的なものであって、いろいろな意味で危険をはらんでいるということで、護岸の改修も安全性確保という意味では緊急のテーマであって、両方を両立させていく必要があるということではないかと思っております。その意味では、今回取っている方法は、一遍に100mつくってしまっただけで結果を見るということではなくて、それを段階的にやりながら経年的な変化を前の事業で観察しながら次の事業をやっていく。確かに今の手順で行くと、例えば5年分で100mを仮につくるとすれば、1年目の事業の結果を2年目にすぐに反映させることはできないけれども、3年目のところには反映させることができる。そもそも出発点で全然でたらめなことをやろうとしているわけではなく

て、経験的な知識の上で、これならいけるだろうという工法をとって、それは護岸の検討委員会でも重々議論していただいたことでもありますので、一定の確信を持って始めたことであって、しかし実際の自然の中でそれはどういう作用を及ぼすかわからないのでモニタリングをきっちりやっけていこうということでもありますから、論理的には、18年度の事業の結果が19年の施工にすぐに反映できないのではないかとわれれば、確かにそういう面はあるかもしれませんね。しかし、5年間やっていく中でそれは反映されていくということは可能だと思いますので、私はそういう立場でこの事業を進めていくべきだと思います。

三番瀬再生推進室 先ほど倉阪委員から御意見いただいた件ですが、県では、今御指摘いただいたような三番瀬専従の研究者を県の専門研究機関に配置するというにはまだ至っておりません。私ども三番瀬チームといたしましては、環境の研究機関や水産の研究機関等との連携を三番瀬という中でとっているということで、できるだけ研究機関との連携は密にしていきたいということで、そのように対応しております。倉阪委員の意見につきましては、県の制度上の問題、人事上の問題がございますので、なかなか難しい面もあるかと思いますが、御意見として今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

大西会長 かなり重要な点の一つですので、ぜひ前向きに、人事担当者というか、人事管理者というか、人事を左右できる人にお伝えいただきたいと思います。

それでは、今のモニタリングについて、会場から伺いたいと思います。その後、またこちらに戻りますので。会場で御意見のある方、挙手をお願いします。(発言希望者なし)

さっき一通り質問を受けたのですが、何か議論の中で御意見があるということでしょうか。

竹川委員 はい。

明日、護岸の勉強会がある。おそらく平成19年度の予算絡みの案が検討されるのではないということになっているわけです。先ほど、護岸に既にカキがついたりしていると。また、このモニタリングの中で、波が弱くなって前に砂が入ってくるのではないかと、大体そんなお話ですね。私が先を心配しますのは、おそらく今の年次予算の形で、護岸の工事が実施計画の中でレンガみたいに積み重なって続いていく。そうすると、護岸検討委員会のテーマなのですが、今の石積護岸は、ちょこちょことした手直しで1,100mないしは900mぐらいはその延長で行くのではないかという感じがしてならないのですね。

そこで、これは評価委員会への注文ですが、少なくとも今の100m以降、小規模ながらよりよい自然共生型の護岸の実験を試みたらどうか。これは護岸の勉強会の中でも、既にそういうことも考えていますというお話があったわけですが、評価委員会としても、そういうよりよい、小規模でもいいのですが、先々のためにそういう一つの実験を勧告するということがあっていいのではないかと思います。

前に干潟的環境を創出するワーキンググループがありました。あの中では、例えば粗朶の問題にしても、カニ護岸にしましても、綿密なといいますか、相当詳細なデータと論議もされているわけです。そういったものを今回活かして、それを検討していただいて、せめて今のモニタリングの一つの制約もさらにどこかで突破するという意味で、新しい小規模の実験の提案をしていただければと思います。

大西会長 護岸の形については、護岸検討委員会でかなり詳細な議論をするということですので、その中でどういうものかということ、評価委員会の評価も踏まえながらやっていただきたいと思います。

現在やっているものについても、モニタリングをして、もしそれが大きな問題がないということであればそれが延びていくことになるし、何か大きな問題が発見されれば、そこで修正をすることになるということですので、将来が全部決まっているわけではないし、あるいは今やっていることが今のところ間違っているわけではないということだろうと思います。

後藤委員 実は、護岸の検討委員会では、細川さんから目標最終形という話が出ていて、これが明らかにならないとなかなか検討できないよという話があったのですが、実は「これは再生会議できちっとやってください」という議論が相当起こっています、護岸のほうでは、目標生物もこれからやっていくわけですから、再生会議できちっと議論してくださいと。護岸だけで対応できるんじゃないで、今のところ安全性を確保した生物に配慮した部分については護岸検討委員会のほうでやりますが、それからいろんなバリエーションも少しは検討するのですが、実際には将来どうあるべきかというものも含めて、安全性も含めて、生物と共生できるものは再生会議できちんと議論してくださいという話は相当出ているので、それは再生会議でやらないといけないと僕は思っています。

大西会長 次期再生会議が1月から始まるので、そこは一つの大きなテーマになるかもしれません。今期は基本計画と事業計画の答申をするというのが大きな仕事でしたが、次期は具体的な実施に関するモニタリングを含めた議論ということが再生会議の大きなテーマになると思いますので、それについては次期の再生会議の中で検討して、護岸の検討委員会との役割分担とかそういうことも考えていく必要があるのかなと思います。

それでは、きょうのモニタリング手法の報告については、モニタリングのところではないところで、例えば市民活動についても少し記述を増やすという修正を、前の修正にプラスするということですね。モニタリングについては原案でよろしいということでしょうか。

工藤委員 これは自然環境に対する問題としては大変充実していると私は思うのです。もちろん年数の問題はまだ少し議論があるかもしれませんが、大体4～5年で安定します。これも間違いのないことです。ただし、誤解されては困るのですが、水産では漁礁事例がたくさんあるのです、築堤を含めて。最初の1～2年で釣果がグッと上がりまして、あと4～5年すると低下して安定するのです。ですから、なかなか狙ったとおりにはいかないというのがあれなんです、安定することは間違いのないことですね。

そんなことに関してはこれは非常にうまくできていて、問題ないと私は思うのですが、一つ、これは評価委員会の仕事として護岸検討委員会がやっている内容を評価するわけですから、そのときに、本来の目的をきちっと達成しているかどうかということが入ってなくていいのでしょうか。本来の目的というのは、防災の目的ですね。あくまでも護岸ですから、防災目的があるのです。私たちはいろいろなデザインをします。護岸検討委員会いろいろなデザインも出しているわけです。それは県のほうも一生懸命やったださって、それを採用して、いろんなことをやろうとしています。その結果が、ひょっとしてということがありますので、そういうことも含めて評価委員会のほうは御覧になったほうがよろ

しいのではないかと思うので、もし必要ならばそれを書き足していただきたいのです。

細川委員 資料2の1ページにいただいた宿題が書いてあって、「市川市塩浜護岸改修事業に係るモニタリング手法について」というのがいただいた宿題で、これに対するお答えを一生懸命考えてきたので、天端高あるいは構造物としての安全性といったところについては評価委員会の検討からははずしておりました。これを評価するためには、設計の考え方、外力の考え方、部材の選び方、素材の選び方、こういったものの土木的な検討を見て、それだったらこんな力が加わったときに壊れませんねとか、こういった波が来てもしぶきが後ろまで行きませんかというような検討が可能ですが、それは護岸検討委員会の中でいろいろ検討なさって、それである断面ができていのかと理解しているところで、土木の専門家がおられるような護岸検討委員会の中でも評価なさっているところを、十分なデータもないまま屋上屋を重ねる議論はなかなかしづらかったらいいと思っただけですが。

大西会長 今のところは、例えば環境アセスメントでも、構造物の環境アセスはありますが、構造物の構造についてはアセスメントしないですね。環境に対する影響評価。この場合の評価委員会は、主として三番瀬の環境に対する影響を評価する。そういう言葉はここに直接には明示的には入ってありませんが、というのが役割だろうということで、そこは役割分担をしないと、すべてをここに入れると委員の構成もガラリと変わりますので、そこは守備範囲をはっきりさせたほうがいいと思います。

川口委員 評価委員会にかかわることで。

大西会長 今、護岸のモニタリングについて、このまま通そうとしているのですが、意見がありますか。その点に関連しての発言ですか。

川口委員 はい。

ということは、いま盛んにモニタリングで自然の評価をやっていますが、今、自然と言っても、自然を放置しておいて漁業を再生しているところなんてほとんどありませんね。その点、僕が言っているのは、アサリにしる、貝にしる、魚類にしる、東京湾、千葉県でもそうですが、水産研究所がおそらく100万トン近いものを放流していると思います。タイ、ヒラメ。放漁と自然モニタリングというのはどういう関連性があるか、その点の評価委員会にお尋ねしたいと思います。

大西会長 それも守備範囲が少し違うと思いますね。漁場再生というところで漁業の対象魚介類については、いかに再生していくかという議論をするわけですね。

川口委員 今の僕が言っているのは、三番瀬独自で生まれ育った魚だけを調査しているのか、外から来たものか、そういう意味で言っています。

大西会長 それはどこかに書いてありますか。一般論を議論してほしくないんだね。この報告書の中のどの点について問題があるかというふうに言ってもらわないと議論にならないと思います。

川口委員 探してみます。

大西会長 細川さん、今のコメントはありますか。

細川委員 妥協的な発言であれですが、さっきの木村さんの市民の努力の情報も収集しなさいという脈絡で考えると、漁業活動の様子あるいは漁業活動の中に生物の放流とか何月何日に何匹どこにまいたという情報もあわせて収集しておきなさいというふうに読めるように、木村さんの修文のところに書き込むというのはあると思います。

大西会長 漁業のために魚をまいて、それが漁獲に結びつかないということになると、漁場の問題ということになるので、その議論をちゃんとしていただく必要があると思うのですね。もしそういうことがあれば、漁場再生委員会が出てくるのではないかと思います。

工藤委員 川口さんがおっしゃりたいのは、この調査は、表がありますが、「魚類調査」と書いてありますが、採取して名前と数が出てくるのですが、その中がこういうものと自然のものに仕分けられるかどうかという意味だと思います。これはDNAまで調べればわかります。貝の場合には放流痕というものが残っていますからわかるのですが、魚の場合はDNAを調べないとわからないですね。そんなようないろいろ手法はございますが、いずれにしても、一筋縄の予算ではできないと思うのです。やはり水産側の予算をかなり投入した形で、一緒に合体して協力しながら仕事をするしかないと思います。

川口委員 「市川塩浜護岸改修に係るモニタリング手法について」という検討結果報告書、資料2の5ページに、状況把握型調査、原因判別型調査というところがありますね。(2)の1行目と2行目ですが。その下のほうの四角の中に……。

大西会長 いやいや、これは三番瀬自然環境調査。さっき議論したところですよ。今はモニタリングをしているのです。

川口委員 だから、モニタリングの手法の中にそういうものもあるのかという質問をしているわけです。

大西会長 いま議論しているのは14ページから先について議論しているので、この中のどこが問題かというふうに指摘していただきたい。

工藤委員 市民のところがありましたね。あそこにいろいろほかの機関の情報も書いてありますから、これでいいんじゃないですか。

大西会長 趣旨を厳密に追っていくと、今DNAとおっしゃったけど、そういう話になるので、それは大きな問題が出れば漁場のほうからそういう問題が提起されるので、その場合に、例えばそれが護岸だけの影響でそういうことが起こるといふふうには考えられないので、東京湾全体の問題が介在しているという感じですから、なかなか調べ尽くすのは大変だという感じがしますが、今、当面は護岸のモニタリングということですので、その守備範囲で考えていくと、ここで上げられた評価委員会の報告は概ね妥当だということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、これを踏まえて、これについては基本的にこのまま意見書として知事にお渡しすることにいたします。

ありがとうございました。

(4) 報告事項について

- ・三番瀬再生会議委員の応募状況について
- ・三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について
- ・市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の開催状況について
- ・三番瀬問題特別委員会の審査結果について

大西会長 次に、報告事項として4項目ありますので、時間が限られてきましたので、しかし

きょうは最後ですので、4項目の報告をお願いいたします。

三番瀬再生推進室 三番瀬再生会議委員の応募状況について報告いたします。

資料3を御覧ください。

三番瀬再生会議委員の任期が本年12月26日をもって満了となることから、県といたしましては、参加機会の均等や、選考の中立性、公平性の確保の観点から、公募委員の方と環境保護団体委員の方について公募を行いました。

その結果ですが、下の応募状況を御覧いただきたいと思いますが、公募委員の応募者総数は13名でございます。内訳は以下のとおりです。

環境保護団体委員の応募者数は6人となっております、内訳は以下のとおりでございます。

今後は、県のホームページで公表してございますが、「三番瀬再生会議『公募委員』及び『環境保護団体委員』選考要領」に基づき選考を進めてまいりたいと考えております。

応募状況についての報告は以上でございます。

大西会長 三番瀬再生会議委員の応募状況について報告していただきました。

一通り報告をやっていただけますか。

環境政策課 続いて、三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況、資料4でございます。

この検討委員会は、3月30日、第1回検討委員会開催後、10月30日までに委員会を5回、関連施設等の視察会、これは現場の視察会ですが、2回開催してございます。

この間、委員会では、地域の環境学習活動に取り組んでおられるNPOなどへのアンケート、意見交換なども交えまして、環境学習についての現状の把握、課題の整理等を続けてまいっております。

本年度あと2回の委員会が予定されておりますが、今後、取り組みの方向、あるいは具体的な取り組みについて、委員会としての意見をとりまとめていただく予定になっております。

河川計画課 続きまして、市川海岸塩浜地区の護岸検討委員会の報告をさせていただきます。

資料5、8ページ、9ページとございます。

9ページをお開きください。

第8回までは前回に報告してございますので、第9回護岸検討委員会を10月11日に開催しております。

その概要ですが、順応的管理計画について、先ほど評価委員会でも話題になりましたが、管理目標の設定について説明させていただいております。また、護岸の基本断面とバリエーションについて説明するとともに、9月に実施したモニタリング調査の速報を報告しております。

次に、第10回委員会ですが、11月7日に開催しております。その概要は、前回に引き続き護岸の基本断面とバリエーション、また、その配置計画について説明するとともに、これらに関連して平成19年度の工事内容について検討を始めております。

これらの結果を踏まえて、次回検討委員会で来年度の実施計画等を整理してまいりたいと考えております。

以上で護岸検討委員会の報告を終わります。

三番瀬再生推進室 三番瀬問題特別委員会の審査結果について、資料6で説明いたします。

先ほど申し上げたとおり、県議会の三番瀬問題特別委員会は、本年9月県議会において審査結果報告を示して、終わっております。

その結果ですが、「1.市川塩浜地区の護岸整備について」から「8.三番瀬再生計画(事業計画)素案について」の8項目についての提言及び意見が示されております。

この資料の見方ですが、「1.市川塩浜地区の護岸整備について」、以下(1)(2)(3)とございますが、こちらは提言という形で示されたもので、特別委員会の委員の意見が一致したものについて提言として示すという形で示されてございます。これ以降、なお書きですが、これは、特別委員会において各委員の意見が一致をみることはなかった、しかし一部の委員から特に意見が出たことをなお書きで整理するという形で示されてございます。

「2.江戸川第一終末処理場について」以下、同じような形で示されてございます。

最後12ページですが、締めとして8項目示した後、「以上、項目別に提言を述べたが、……」、以下に総括という形で、これも個別意見ですが、「……特別委員会として三番瀬問題解決への着手手順について、次のような意見があった」ということで、(1)から(6)まで着手の手順が示されてございます。

以上、簡単ですが、内容については後ほど御確認いただきたいと思っております。

三番瀬問題特別委員会の審査報告は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の一連の報告について、質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんか。

(5) その他

大西会長 それでは、「その他」ということで何かありますか。

三番瀬再生推進室 1点だけございます。

前回の再生会議で竹川委員から、予算絡みで、1,200万円の予算の内容を説明してほしいということがありました。これにつきましては、3月に説明してはいますが、具体的に言いますと、事業計画でも書かれていますように、これまた答申をいただきまして、タイトルをどうするか別にして、干潟化試験とか淡水導入試験とか、自然再生、湿地再生に取り組むとなっておりますが、具体的な規模、箇所は事業計画にも記載されておりませんで、今後それらについては検討するというので、事業計画に書かれているとおりでございます。その検討を今年度から始めたところです。具体的には9月に外部に委託したということでございます。

それから、取り組みの姿勢として、県庁の中でも一つの課ということではなくて、いろいろな関係課が関係しますので、先ほど話したように、県の研究機関の職員も含めて総合的な体制で取り組もうとしているところでございます。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

3. 閉 会

大西会長　それでは、これで本日の再生会議は終了になりますが、一昨年、平成 16 年 12 月に設置されて以来 16 回の会議を重ねてきて、私どもの任期は本年 12 月 26 日だったかと思えます。きょうは最後の会議ということになります。特に基本計画を昨年 6 月に答申して、本年 11 月に事業計画について答申したということで、今期の再生会議の役割は曲がりなりにも果たせたのではないかと思います。これも委員の皆さん、グループの会議等も開催していただいて、非常に熱心に御議論いただいた結果だと思ひまして、改めて私からも感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、熱心に傍聴していただいた県民、市民の方々、あるいはオブザーバーの皆さんについても、改めてお礼申し上げます。県の事務局も非常に熱心に議論をサポートしていただいたことを、改めて感謝申し上げます。

ということで、多くの方が再び留任されて引き続き議論に参加していただけると聞いておりますが、これで一応委員としては最後になる方もいらっしゃると思いますので、これまでの御苦労あるいは御努力に対して改めて感謝申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうも皆さん、ありがとうございました。(拍手)

総合企画部理事　以上をもちまして第 16 回三番瀬再生会議を終了することといたします。いま大西会長からございましたように、この 2 年間に実に 16 回ということですので、当初予定していた隔月ですと 12 回ということになりますが、それを越える大変な御協力を皆様方にいただいたわけですが、この 12 月 26 日をもちまして任期が満了となります。この 2 年間、大変ありがとうございました。

県といたしましては、先ほど知事のあいさつを代読させていただきましたが、その中にもございましたように、今後とも再生会議そのものの役割は大変重要であると考えて、現在、先ほど大西会長からお話がありましたように、この再生会議の設置要綱に従い、新たな委員の委嘱に向けて事務を進めているところでございます。いずれにいたしましても任期まであと一月ちょっとでございますので、その前までに新しい、といいましても大方の方が引き続きお受けいただけるのかなと考えておりますが、改めて了解をいただき、また公表したいと考えております。

したがいまして、次回第 17 回再生会議の開催につきましては、新しい陣容等が揃いましてから改めて皆様にお知らせしますとともに、日程調整等をしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、今後とも三番瀬の再生への御支援・御協力を改めてお願い申し上げます。本日の会議を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

以上